

マリレジャーを安全に楽しむために ～留萌海上保安部からのお願い～

夏はマリレジャーを楽しむ機会が増え、事故の危険性が高まります。

安全に楽しむために、事前に海の気象情報や安全情報を収集し、もしもに備えて、『自己救命策3つの基本』を守り、次のことに注意しましょう。

『自己救命策3つの基本』

1. 海に落ちても沈まないライフジャケットの着用
2. 防水対策をした携帯電話の携行
3. 海の事故（緊急番号）118番の活用

【海水浴をされる方】

- ・昨年、道内では遊泳禁止場所での事故が多発しました。決められた遊泳場所で泳ぎましょう！
- ・保護者の方はお子様から目を離さないようにしましょう！
- ・飲酒後の遊泳はやめましょう！

【ボートなどに乗られる方】

- ・沖合いでエンジンがかからなくなり、救助要請が増えています。出発前の機関や燃料の点検を実施しましょう！
- ・航行中は他の船舶など周囲の状況の確認のため、見張りを徹底しましょう！
- ・海上交通ルール、マナーを守りましょう！
- ・ライフジャケット（国土交通省認定品）を着用しましょう！
- ・万が一の故障に備えて、仲間や家族に帰る時間、行き場所を連絡しておきましょう！

【岸壁などで釣りをされる方】

昨年、道内の釣り人による事故が35名であり、うち死者は15名となっています。釣り人の海中転落は一見安全と思える港内の防波堤や岸壁で多く発生しています。万が一の海中転落に備え、ライフジャケットを着用しましょう！※小さなお子様を同行させる場合は必ず着用させましょう！

- ・できるだけ複数行動を心掛けましょう！
 - ・車で釣りに行く場合、岸壁際から離して駐車しましょう！
- ※発進時に運転操作を誤り、海中に転落する事故が多発しています。
- ・立入が禁止されている場所での釣りは絶対にやめましょう！
 - ・夜間に釣りをするときは、懐中電灯などの照明を持参しましょう！
 - ・テトラポットには登らないようにしましょう！

★最新の気象・海象、潮汐、日出没情報は

- ・インターネット検索

【留萌海上保安部 海の安全情報】

- ・携帯電話からは

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/hokkaido.html>

★海の安全情報（緊急情報配信サービス）

- ・登録により、緊急情報、気象情報がパソコン、スマートフォン、携帯電話にメール配信されます。

詳しくは、インターネット「留萌海上保安部 海の安全情報」をご覧ください。

- ・綺麗な海で楽しく遊び、働いている人々の様子
- ・海で元気に暮らす生き物の様子
- ・綺麗な海を航行する船の様子

3. 応募規定

○用紙は四つ切（380mm×540mm）の画用紙とし、画材は自由としますが、破損するおそれのある定型外の作品及び立体的な作品は不可とします。

○応募作品の著作権及び著作権は、海上保安庁に帰属します。

○優秀作品は、海上保安庁ホームページ及び広報等を通じて公表されるとともに、海上保安庁の印刷物に使用されることがあります。

○公表時や印刷物には、作成者の学校名・学年・氏名を記載することがあります。

○作品に標語等の文字を入れていないものとさせていただきます。

○応募作品は必ず本人が創作した未公表のものとし、インターネット上の作品や第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用（模写、トレースなどを含む。）したものは、無効とします。なお、応募規定違反と認められた場合は、受賞後であっても受賞を取り消すことがあります。

○応募作品の裏側に名札（ホームページ参照）を作品裏面右隅に貼付して提出していただきます。

○応募作品は原則として返却しませんが、希望される場合は、最寄りの海上保安部署での受け取りとします。

4. 優秀作品の選考

10月下旬に海上保安庁（本庁）において、小学生（低学年・高学年）の部、中学生の部から

海上保安制度創設70周年記念賞 1点【賞状・記念品】

海上保安庁長官賞 各1点【賞状・記念品】

海上保安協会会長賞 各1点【賞状・記念品】

第一管区海上保安本部長賞 各1点【賞状・記念品】

海上保安協会北海道地方本部長賞各1点

【賞状・記念品】

北海道知事賞 各1点【賞状・記念品】

を選考し表彰いたします。

なお、応募作品が入選した場合には、当庁のHP上に入選作品の画像とともに、「学校名、学年、氏名」を掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。優秀作品は、以下のとおり一般展示を予定しております。12月上旬から12月中旬【北海道庁及び小樽市内商業施設】

5. 応募先

〒047-8560 北海道小樽市港町5番2号

第一管区海上保安本部警備救難部環境防災課

【担当：0134-27-0118環境保全係（内線3313）】

※詳しくは「第一管区海上保安本部」のホームページをご覧ください。